

**「千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に向けた考え方（案）」に関するパブリックコメント手続を実施します。**

本市では、平成20年に「千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を施行し、それまで紙で行っていた申請等の手続を電子申請等で行えるようにしてきましたが、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が改正（令和元年12月16日施行）され、行政手続の原則オンライン化が掲げられ、そのために必要な事項が定められました。これを受けた本条例の改正に向けて、本市の考え方がまとまりましたので、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

**【案の公表場所】**

- ・市ホームページ：<https://city.chiba.jp/go/pbc>
- ・市内施設での閲覧および配布：業務改革推進課（市役所4階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

**【意見の募集方法】**

- ・募集期間：令和2年11月2日(月)～令和2年12月1日(火) ※郵送の場合は当日消印有効
- ・募集方法

「千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に向けた考え方（案）に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- ・提出先
  - 1 郵送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所業務改革推進課
  - 2 FAX：043-245-5692
  - 3 電子メール：[gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp](mailto:gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp)
  - 4 持参：業務改革推進課（市役所4階）、各区役所の地域振興課

**【市の考え方の公表】**

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和2年12月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

電話 043-245-5706

FAX 043-245-5692

電子メール [gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp](mailto:gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp)